大津市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第82号)

令和4年12月23日

大津市情報公開‧個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った公文書非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公文書公開請求

令和4年6月6日、審査請求人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の公文書の公開を求める公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

「平成29年度の「人権・生涯」学習推進協議会連合会(以下「連合会」という。)の総会 及び臨時総会で「付帯決議」がなされたと述べる「付帯決議」にかかる書類一式」

2 実施機関の決定

令和4年7月4日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書(以下「本件公文書」という。)は、作成又は取得しておらず、存在しないとして条例第11条第2項の規定に基づき、公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 審査請求

令和4年8月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定 に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件公文書の公開を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 公文書非公開決定通知書によると、公開をしない理由として、「請求のあった公文書は、実施機関では作成又は取得しておらず、存在しない。」と記載されている。被告(大津市)訴訟代理人からの準備書面においては、「原告が、平成29年度の連合会の総会及び臨時総会で、推進事業については補助金を交付し、人件費の措置をしていたのを補助金ではなく委託費として被告の責任において実施することとの付帯決議がなされた事実を把握しておらず(略)」との記述がなされている。
- 2 付帯決議とは、可決された案件に対し、事業を執行する上での要望や留意事項を述べるため に提出されるものであり、一般的には、国会の衆議院及び参議院の委員会が法律案を可決する 際に、当該委員会の意思を表明するために行う決議などをいう。
- 3 当該準備書面において述べられている付帯決議の意味が全く理解できないため、付帯決議に 関する文書について、公文書の公開請求をしたが、「実施機関では作成又は取得しておらず、存 在しない。」とのことである。連合会事務局は、大津市教育委員会生涯学習課内に存しており、 平成29年度の連合会の総会及び臨時総会に、生涯学習課の職員は事務局として参加している。

また、「大津市の責任において実施すること」と示された付帯決議であれば、付帯決議案又は関連文書は必ず存在するはずであり、実施機関において文書等を取得していないなどの理由は成立しない。

- 4 被告である大津市の準備書面においては、常々、「かかる点についての立証責任は原告にあり、 被告に存するものではない。」と記述されている。原告としては、付帯決議の内容について、情報公開請求により立証していくより手段がない。
- 5 実施機関からの弁明書においては、「実施機関では作成又は取得しておらず、存在しない。」 との公文書非公開決定通知書と同様の文言が記述されてあった。弁明書とは、処分を下した処 分庁が、処分内容が正当であることを説明するための文書であり、今般の弁明書はその体を成 しておらず、不誠実そのものである。
- 6 被告(大津市)による準備書面のとおり「平成29年度の連合会の総会及び臨時総会で、推進 事業については補助金を交付し、人件費の措置をしていたのを補助金ではなく委託費として大 津市の責任において実施することの付帯決議がなされた事実」が本当であれば、当然に、このよ うなことは公文書として保存されているはずである。
- 7 条例においても「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及 び写真であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有して いるものとされており、このような付帯決議があれば、当然に公文書として保存しなければな らない。
- 8 平成29年度の連合会の総会及び臨時総会で付帯決議がなされた事実はなかったものと認めるのであれば、このような審査請求をすることはなかった。
- 9 平成29年度の連合会の総会は、来賓として大津市政策調整部政策監及び大津市教育委員会教育次長、事務局として生涯学習課長をはじめ、生涯学習課職員数名が出席している。また同年度の連合会の臨時総会は、生涯学習課長をはじめ、生涯学習課職員4人が出席している。そして、いずれも60人程度が出席していた会議である。そのときの会議結果報告書を確認したところ、準備書面に記載されている平成29年度の連合会の総会及び臨時総会で、推進事業については補助金を交付し、人件費の措置をしていたのを補助金ではなく委託費として大津市の責任において実施することの付帯決議がなされた事実などについては一切の記述はなかった。そして、述べられている付帯決議とは、いつ、どのような議決に対して、誰が、誰に対して、何の目的で決議がなされたのか分からない。約60名が参加している総会の中で付帯決議があったと準備書面で堂々と主張するのであれば、その決議案などの文書は連合会から取得して絶対に保存されているはずである。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 当初、連合会の事務局は市に置かれ、市職員が事務局員として事業推進事務を行っていたが、 民間の任意団体の事務局を市が担っていることについて改善を図る必要が生じてきたことから、 平成29年度より連合会が独自で事務局員を雇用することとなり、現在に至っている。
- 2 準備書面における「付帯決議」とは、平成29年度の連合会の臨時総会において、人権教育は

市の責務なので、補助金ではなく委託とすべきとの意見があったため、翌年度から補助ではなく委託とするよう話を進めた結果、議案が採決されたという経緯を踏まえての記述であると推測される。

3 臨時総会の資料には付帯決議の文言はなく、本件公開請求に対しては公文書不存在を理由に 非公開決定を行った。

第6 審査会の判断理由

1 本件公開請求について

本件公開請求は、平成29年度の連合会の総会及び臨時総会においてなされた、大津市が連合会に補助金を交付し、人件費の措置をしていたのを、補助金ではなく委託費として大津市の責任において実施することを求める付帯決議に関する公文書の公開を求めたものである。

実施機関は、本件公文書は存在しないとして本件処分を行ったが、審査請求人はこれを不服 として本件公文書の公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

本件公文書は、平成29年度の連合会の総会及び臨時総会でなされた付帯決議に関する文書であるが、当該総会及び臨時総会に関する文書として実施機関が保有する総会資料、臨時総会議案及び会議結果報告書(以下「総会資料等」という。)を当審査会で見分したところ、総会における議事は以下のとおりであった。

議案第1号 平成28年度事業報告について

議案第2号 平成28年度会計決算並びに監査報告について

議案第3号 役員改選について

議案第4号 平成29年度事業計画(案)について

議案第5号 平成29年度会計予算(案)について

また、臨時総会における議事は以下のとおりであった。

議案第1号 平成29年度大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会総会議案第4号 の一部修正について

議案第2号 平成29年度大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会総会議案第5号 の一部保留について

総会資料等のうち、臨時総会の会議結果報告書には、出席者から、「人権・生涯」学習は生涯 学習課の本務であることを指摘する発言や、連合会事務局職員の人件費として補助金を交付さ れることへの懸念を示す発言等が記載されていたが、総会資料等の他の文書に「付帯決議」との 文言や人件費を委託費として措置することを求める内容が記載されているとは認められなかっ た。なお、臨時総会の会議結果報告書には、出席者が「引き続き、より人権学習の運動が進むよ う努力していくということを決議」することを求める発言が記載されていたが、当該発言につい ての決議がなされたとの記載は見当たらなかった。

一般的に、付帯決議とは議決に際して付随的に行われる意見表明等の決議のことをいうと解されるところ、前述のとおり、総会資料等には総会出席者からの大津市に対する意見表明がなされたとの記載はあるものの、これらについて決議がなされたとの記載はなかったことから、総会

資料等が本件公文書に該当するとはいえない。また、他に付帯決議に関する文書の存在をうかが わせる事情も認められないことから、実施機関において本件公文書を保有しているとは認めら れない。

3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 9月22日	諮問書の受理
令和4年11月21日	実施機関からの事情聴取
	審査請求人の意見陳述
	審議
令和4年12月19日	審議
令和4年12月23日	答申